

宮崎市景観計画区域内行為届出に関する事前協議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市景観計画（以下、「景観計画」という。）で定められている景観計画区域において、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び宮崎市景観条例（平成19年条例第35号。以下「条例」という。）に基づく行為の届出に当たり、事前協議を行うことにより、大淀川地区の景観の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「建築物等」とは、景観計画で定められている大淀川地区重点景観形成地区の天神山・愛宕山ゾーン内の建築物又は工作物で、地盤面から最高部までの高さが10m以上のものを言う。

(事前協議書の提出)

第3条 建築物等の建築主等は、法第16条第1項及び第2項の規定により届出を行おうとする日前30日前までに、景観形成に関して配慮した事項について、宮崎市景観計画区域内行為事前協議書（様式第1号）により、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 第1項に規定する協議書には、別表第1に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

別表第 1

行為	図書	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築 若しくは移転又は外観を 変更することとなる修繕若 しくは模様替	付近見取図	
	配置図	敷地境界及び建築物の位置
	平面図	
	立面図	建築設備及び工作物並びに外部仕上げ及び色彩 を記載すること。
	外構平面図	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
建築物の色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	立面図	外部仕上げ及び色彩を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真
工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を 変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の 変更	付近見取図	
	配置図	
	立面図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真

様式第1号（第3条第1項関係）

宮崎市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

宮崎市長 殿

郵便番号
住 所
協議者 氏 名
電話番号

宮崎市景観計画区域内行為届出に関する事前協議要綱第3条の規定により、次のとおり協議します。

区域区分	重点景観形成地区名 (ゾーン名)	大淀川地区重点景観形成地区(天神山・愛宕山ゾーン)		
行為の場所	宮崎市			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者 (代理者)	郵便番号 住 所 氏 名 (電話) 事務所名			
施工者	郵便番号 住 所 氏 名 (電話) 事務所名			
行為の種類	建 築 物	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕、模様替)	色彩の変更	
	工 作 物	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕、模様替)	色彩の変更	
景観形成のために配慮した事項				

建築物の概要			届出部分		届出以外の部分				
	用途								
	構造								
	階数		地上	地下	地上	地下	合計		
	敷地面積		m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ床面積		m ²		m ²		m ²		
	最高高さ		m		m		m		
	工作物及び屋外広告物を含めた高さの合計						m		
	外観の変更(修繕、模様替)及び色彩の変更		届出内容						
			届出部分の面積					m ²	
	屋上に設置する建築設備の種類及び高さ		高架水槽 クーリングタワー その他()					m m	
			仕上げ			色彩(マンセル値)			
	屋根								
	外壁								
その他									
工作物の概要	種類								
	規模		構造	高さ	延長	表面積	その他		
	仕上材								
色彩(マンセル値)									

区域区分及び行為の種類については、該当する にチェックしてください。